

[検討事項] □議会改革推進等組織の設置

※検討事項「議会改革推進組織の設置」と「議会の制度検討」を合わせて提示

1. 考え方について

- ①議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置する。
- ②議会は、議会制度に係る法改正等があった場合や議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認める場合には、必要な組織を設置することができる。
- ③設置する組織に関して必要な事項は、議長が別に定める。

2. 福島市議会の状況

最近の主な検討状況等

- 議会運営委員会・・・協議等の場を設けるための会議規則改正(H22. 3月)
 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定める条例制定(H22. 9月)
 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定める条例の一部改正
 (H23. 9月)
 本会議における公聴会の開催、参考人招致等の規定の設置(H24. 9月)
 通年議会制度導入の検討(H24. 9月～)
 福島市議会委員会条例の一部改正(H24. 12月)
- 政務調査費検討会・・・政務活動費の範囲、用途等の検討(H24. 9月～※H24. 12月答申)
 政務活動費マニュアルの検討(H24. 12月～)
- 議会改革検討会・・・議員報酬の検討(H22. 6月答申)
 政務調査費用途の検討(H22. 12月答申)
 議会改革方向性の検討(H24. 5月答申)
- 議会基本条例策定特別委員会・・・議会基本条例の検討(H24. 6月～)

3. 参考条文、参考事例等

○亀山市 第19条(議会改革推進会議)

議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

○防府市 第19条(議会改革推進協議会)

議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進協議会を設置します。

○横須賀市 第26条(検討会の設置)

議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。
- 3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

○松阪市 第21条(議会の制度検討)

市議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置することができるものとし、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行うものとする。